

単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況

【作成基準：2016年度実績】

(表21)

学部・学科		認定者数 (A)	大学・短大・高専等		その他		1人当たり平均 認定単位数 (B+C) / A
			認定単位数 (B)		認定単位数 (C)		
			専門科目	専門以外	専門科目	専門以外	
文学部	英文学科	46	75	171	0	0	5.3
	フランス文学科	25	122	85	0	0	8.3
	芸術学科	16	0	72	0	0	4.5
計		87	197	328	0	0	6.0
経済学部	経済学科	9	16	42	0	0	6.4
	経営学科	8	7	47	0	0	6.8
	国際経営学科	9	72	52	0	0	13.8
計		26	95	141	0	0	9.1
社会学部	社会学科	5	0	20	0	0	4.0
	社会福祉学科	5	0	20	0	0	4.0
計		10	0	40	0	0	4.0
法学部	法律学科	11	4	46	0	0	4.5
	消費情報環境法学科	5	0	20	0	0	4.0
	政治学科	5	2	28	0	0	6.0
計		21	6	94	0	0	4.8
国際学部	国際学科	69	528	140	0	0	9.7
	国際キャリア学科	26	612	22	0	0	24.4
計		95	1140	162	0	0	13.7
心理学部	心理学科	8	0	32	0	0	4.0
	教育発達学科	1	6	4	0	0	10.0
計		9	6	36	0	0	4.7
合計		248	1444	801	0	0	9.1

- [注] 1 原則として、大学設置基準第29条及び第30条で規定された「大学以外の教育施設等における学修」と「入学前の既修得単位等の認定」に該当するものを記載してください。
ただし、上記には該当しないものの、単位互換協定以外で学生が国内外の大学において履修した授業科目の単位を自大学の単位として認定している場合は、本表の「大学・短大・高専等」欄に含めてください。
- 2 「大学・短大・高専等」欄には、大学、短期大学または高等専門学校の専攻科における学修を、「その他」欄には、「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」（平成19年文部科学省告示第146号）に定められた学修を記載してください。
- 3 **2016年度の実績**を記入してください。
- 4 編入学生については、本表に含めないでください。

【明治学院大学 注記】

- 卒業要件外の科目については除外とする。
- 法学部のボランティア活動における単位認定については、注1に準拠し、除外とする。